

屋島は相引川の右岸 それとも左岸にあるのでしょうか？



宍戸 栄徳

(香川大学大学院
地域マネジメント研究科 教授)

Harunori
Shishido

1 源平の合戦の舞台として有名な屋島は今でこそ相引川で隔てられてはいますが、四国本島の一部であると考えられています。相引川は17世紀までは相引浦と呼ばれ海峡であり、屋島は文字通り島であったのです。源平の合戦の中でも屋島壇ノ浦の戦いは特に有名ですが、壇ノ浦は長門国赤間関壇ノ浦(現在の山口県下関市)であって、屋島の東側にある檀ノ浦とは異なります。ダンの字の違いに注目してください。屋島の戦いでは那須与一の扇の的が良く知られています。他にも屋島周辺には源平合戦の史跡があり、それらを訪ねて散策するのは興味深いものです。

2 もともと海峡であったところが相引川となったことによって問題が発生しました。ほとんどの人は問題とも感じていないでしょうが、私を悩ませてきたことです。相引川はその成り立ちから屋島の東側、西側の両方に河口があります。ここでは便宜上、それぞれを東河口と西河口と呼ぶことにします。干潮の時には東河口、西河口のそれぞれから海に水が注ぎ、満潮時には海から川に向かい水が流れます。一方、川は上流から下流に向かって流れるものです。そうすると相引川ではどちらが上流であるかが水の流れから決めることが出来ないのです。

3 上流と下流が決まらないことはそれ自体も問題なのですが、相引川のどちら側が右岸であるかあるいは左岸で

あるかが決まらなくなるのです。右岸・左岸と言うのは川の上流から下流に向かい右側の岸が右岸で左側の岸が左岸です。上流・下流が決まらない限り右岸・左岸を決められないのです。長年疑問に思っていたので、先日四国地方整備局に尋ねました。

回答は西河口から東河口に向かって流れていることが官報で告知されているとのことでした。これにより屋島のある側が左岸でその反対側が右岸と確定したのです。ただ、なぜ西河口から東河口に向かって流れていると決まったのかはよく分かりませんでした。

4 以上のことは法的に決まっているようなので事実として受け入れるしかないと思いますが、質問をしながら私なりの解決方法を考えてみました。屋島周辺の地図を眺めていると、琴電屋島駅のすぐ南で相引川に注ぐ小さな水路が見えます。名前もついていないようです。相引川と合わせるとT字型になっています。この小さな水路が相引川で2方向に分岐していると考えれば東河口・西河口のどちらも分岐した川の河口と見なせます。屋島は東河口に注ぐ支流の左岸、西河口に注ぐ支流の右岸にあることになります。合理的な決め方ではないかと思うのですが、こうすると何か不都合でもあるのでしょうか？新たな謎となって私を悩ませています。

NEWS

1

ガソリンの備蓄効果の拡大を目指して

香川県石油商業組合

香川県石油商業組合（天野博司理事長）は平成25年度より緊急車両を対象とした災害対応の中核給油所を設置しています。

これは国をはじめ、各県で行われている取り組みで、香川県では消防署や警察署等の近くに緊急車両用の給油所17カ所、病院や避難所近辺の油槽所11カ所に非常用発電機を設置し、定期的に訓練を行うなど有事の際にそなえています。

また、東日本大震災発生時に給油所に数珠つなぎになった経緯については、多くの人が不安心理から、普段より少し早めに給油したり、買い占めを行ったことが大きな混乱を招いた原因の一つでした。

一般顧客については、もしもの時のパニックを防止するために、半分になったらこまめに満タンにして備える「ガソリン満タン運動」が全国的に進められています。

香川県の自動車登録台数は、約78万台であり、すべての車が30リットル給油しておく約2万キロリットルが市場に備蓄されます。

組合では、「今後、県市町と協力し、社会全体のガソリンの備蓄を県民の方々に働きかけていきたい」と話していました。



▲訓練の様子

お知らせ 1

国家公務員倫理週間について

国家公務員倫理審査会は、12月1日から7日までを国家公務員倫理週間として啓発活動を行うこととしており、民間企業にも、国家公務員との接触・交際にはルールがあり、飲食や贈答品のやりとりなどには注意してほしいと呼びかけています。

国家公務員との接触・交際における主なルールとして、国家公務員は、契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける者などの「利害関係者」との間で、

例えば

- ①香典、歳暮、御礼の品等の名目を問わず金銭・物品の贈与を受けること
- ②供応接待を受けること
- ③車による送迎等の無償の役務の提供を受けることなど

の行為が禁止されています。ただし、利害関係者との間でも割り勘により飲食することはできます。

また、国家公務員は、「利害関係者」以外の者との間でも、社会通念上相当と認められる程度を越えて供応接待や財産上の利益の供与をうけることが禁止されています。

なお、ルール違反があった場合は、国家公務員に懲戒処分等が科せられることになります。

国家公務員倫理審査会では、ルールに違反する行為の早期発見と未然防止のため、公務員の倫理に反すると疑われる行為に関する情報を広く受け付けており、そのような行為に気付いたときは、公務員倫理ホットラインへ連絡してほしいと呼びかけています。

■公務員倫理ホットライン■

電話:03-3581-5344(平日9:30~18:15)

メール:rinrimail@jinji.go.jp (通年受付)

※通報者の氏名等は窓口限りでとどめられます。

以上について、詳細などは国家公務員倫理審査会ホームページで確認できます。

国家公務員倫理審査会ホームページ: <http://www.jinji.go.jp/rinri>

第66回中小企業団体全国大会、東京都にて開催！

10月23日、日比谷公会堂（東京都千代田区）において、『団結は力 見せよう組合の底力！～組合で進めよう！中小企業の継続的発展～』を合い言葉に、「第66回中小企業団体全国大会」が開催され、全国から中小企業団体の代表者2,000名が参集しました。

本大会には多数のご来賓よりご出席を賜り、宮沢洋一経済産業大臣、山本香苗厚生労働副大臣、小泉昭男農林水産副大臣、杉山秀二商工組合中央金庫代表取締役社長、金基文韓国中小企業中央会会長よりそれぞれご祝辞を頂戴しました。また、政党代表として、谷垣禎一自由民主党幹事長、山口那津男公明党代表からご挨拶を頂戴しました。

全国中央会鶴田会長を議長に大会議事が進行し、「実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の持続的発展」、「地域を支える中小企業の活力強化」等を具体化し、全国385万の中小企業・小規模事業者の事業の持続的発展を実現するための中小企業対策の拡充に関する13項目を決議しました。

決議案に関連して、尾池一仁副会長（北海道中央会会長）より、実感ある景気回復と地域を支える中小企業の持続的発展に向けた活力強化について意見発表が行われ、満場の賛同を得て決議案は採択されました。さらに、本大会の意義を内外に表明するため、佐藤康全国中小企業青年中央会会長が、『大会宣言』を高らかに宣言、満場の拍手の下、採択されました。

これと併せて、優良組合32組合、組合功労者74名、中央会優秀専従者29名が表彰され、本県からは、組合功労者として太田元氏（庵治石開発協同組合理事長）、中村洋氏（大野原石油エルピーガス商業協同組合理事）、中央会優良事務局専従者として中井ふみ（本会事業振興部係長）の3名が表彰されました。

なお、次期全国大会は、来る平成27年11月20日、沖縄コンベンションセンター（沖縄県宜野湾市）において開催することと決定しました。

また、全国大会終了後は、大会決議を直ちに要望するため、都内のホテルに場所を移し、「全国中小企業団体代表者の集い」を開催、安倍晋三内閣総理大臣ほか多数のご来賓にご出席いただき、安倍総理に大会決議の要望を行いました。



■組合功労者

太田 元
（庵治石開発協同組合理事長）
昭和39年2月設立
組合員数41名



■組合功労者

中村 洋
（大野原石油エルピーガス商業協同組合理事）
平成12年7月設立
組合員数7名



▲本会参加者の皆様



▲大会の様子(日比谷公会堂)

大会決議

<実感ある景気回復と中小企業・小規模事業者の持続的発展>

1. 地域活性化と一体となった中小企業対策の実行
2. 東日本大震災からの着実な復興支援の加速化
3. 東京電力福島第一原子力発電所事故の克服
4. 中小企業・小規模事業者の連携・組織化支援政策の強化
5. 中小企業団体中央会の支援体制の強化・拡充
6. 公正な競争環境の整備
7. 官公需対策の推進・強化

<地域を支える中小企業の活力強化>

1. 資金調達の円滑化と改訂成長戦略を具現化する金融支援の強化
2. 中小企業・小規模事業者の活性化税制の拡充
3. 商店街等及び中小小売商業の活性化支援の拡充
4. 中小流通業・サービス業の生産性の向上
5. 社会保障制度の見直し
6. 中小企業の実態を踏まえた労働・教育対策の推進

小規模事業者の果たす 大きな役割

～『中小企業白書(2014年版)』を読んで～

最終の今月は「中小企業・小規模事業者の支援の在り方」「小規模事業者が主導する経済活性化をめざして～まとめに代えて～」について掲載します。

プロフィール

桜美林大学経済・経営学系教授 堀 潔

1990年慶應義塾大学大学院商学研究科博士課程修了。常磐大学短期大学部専任講師を経て1994年桜美林大学経済学部専任講師。2003年より現職。日本中小企業学会理事。日本経済政策学会理事。著書に『地域インキュベーションと産業集積・企業間連携』（三井逸友編著：御茶の水書房）『日本と東アジアの産業集積研究』（渡辺幸男編著：同友館）など。

※文中に記してある図表番号や事例番号は『中小企業白書(2014年版)』に掲載されているものである。本稿ではこれらの掲載は割愛したので、関心のある図表や事例、コラムに関しては、直接、『白書』での確認をお願いしたい。



5. ITがもたらす「企業価値」と「社会価値」の

相乗効果(第5節)

以上、「起業」「事業承継」「国際化」の3つの側面から、小規模事業者について分析を行ってきた。これに加えて、『白書』では、ITを活用して外部資源を活用する「クラウドソーシング」とITを活用した資金調達(いわゆる「クラウドファンディング」)について言及し、経営資源の乏しく資金調達も困難な中小企業・小規模事業者が長年の経営課題を克服できる可能性を示唆している。その上で『白書』は、マイケル・ポーターの“CSV(Creating Shared Value)”という概念を紹介し、中小企業・小規模事業者の地域に根差した事業を通じた地域課題への取組事例を数多く紹介している。かつて「コミュニティビジネス」という言葉で表現された中小企業・小規模事業者の地域に根差した事業は、地域活性化という「社会価値」を創造するとともに、その恩恵を受けた地域住民の所得向上等をもたらす。さらに、そのことが地域における新たな顧客創出や需要創造をもたらし、企業利益の増大という「企業価値」の創造にもつながる「好循環」を生み出す。この「好循環」を『白書』は“CRSV(Creating and Realizing Shared Value)”と呼び、小規模事業者の新たな発展の方向性としてとりあげている。

IV. 中小企業・小規模事業者の支援の在り方

【第4部】

今も昔も、中小企業・小規模事業者は、厳しさを増す外部

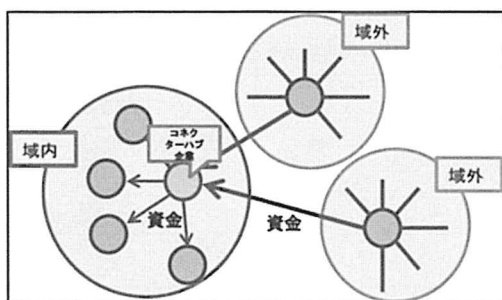
環境を生き抜くべくさまざまな課題に果敢に取り組んでいる。このような中小企業・小規模事業者を支援するべく、国や地方自治体は毎年、予算や税制など多様な支援策を用意しているが、これらの支援策の存在を知っている中小企業・小規模事業者はほんの一握りであり、実際に活用する者はさらに少なくなる。政策措置を必要とする企業に適確に政策の恩恵を届けるには、どうすればよいのか。『白書』は第4部でこの問題についてさまざまな観点から検討を加えている。

紙幅の関係で詳述は避けるが、『白書』の重要な提言の一つは、①既存の支援機関では十分に解決できない経営相談に対する「総合的・先進的な経営アドバイス」機能、②事業者の課題に応じた適切な「チームの編成を通じた支援」機能、③「的確な支援機関等の紹介(ワンストップサービス)」機能を持つ、「よろず支援拠点」の設置である。こうした中小企業政策の一元的窓口の設置を提言し、相互に連絡や協力関係の密でない国や自治体、または中小企業支援機関の相互協力を求めている。

もう一つの重要な提言は「コネクターハブ企業」(第2図)の育成・支援である。地域の中で取引が集中しており、地域外とも取引を行っている「コネクターハブ企業」の発見と集中支援が地域経済活性化のためには効率的であり、国や自治体が、このようなコネクターハブ企業を活性化するような施策、あるいは、コネクターハブ企業を新たに生み出すような施策を企画立案し、果敢に実行していくことこそが、地域活性化の「鍵」であることを最後に提言している。現在、経

中小企業白書 を読む

経済産業省では、コネクターループ企業やその取引構造等、地域経済の産業構造分析を可能にするシステムの開発の準備を進めており、このシステムを使うと、膨大な数の企業間取引データ（いわゆる「ビッグデータ」）に基づいて、コネクターループ企業を特定するとともに、地域経済の産業構造分析を行うことができるということで、今後のシステム開発の動向と有効な政策立案のための利用に期待したい。



【第2図「コネクターループ企業」のイメージ図】

出所:『白書』第4-3-1図(1) p.655

V. 小規模事業者が主導する

経済活性化をめざして ～まとめに代えて～

最後に、『白書』を通読しての筆者の感想や若干のコメントを述べて、本稿のまとめに代えたい。

1. 「史上最大」の中小企業白書

「小規模企業振興基本法案」の閣議決定・国会への提出を機に、今回の『白書』は小規模事業者に焦点を当て、さまざまな角度からの分析を行った。これまでにとくに取り扱ってこなかったという特殊事情もあって、今回はかなりボリュームの大きな白書となり、通読する側には例年以上の負担が強いられるものとなった。ただ、わが国の中小企業に関する現状と課題について学び、今後の政策動向を知るためのツールとして利用するには通読は必ずしも必要なく、関心ある章をピックアップして読めばよいと思われる。「起業・創業」「事業承継」「海外展開」「情報技術の活用」といった中小企業者の積極的な事業展開に注目している点は昨年度の内容をほぼ踏襲していると思われ、昨年度との比較で読み比べてみるのも興味深かろう。またここ数年、企業事例やコラムの充実が図られている点も評価したい。とくに今回は個別企業の事例だけでなく、自治体や中央会、商工会、商工会議所やNPO、個人事業主に至るまで、さまざまな形態の組織・個人の事例が掲載された。中小企業経営者のみならず起業希望者やこれから社会に出る大学生諸君にも参考になる事例である。

2. データの活用と新しい概念の導入

～より有効な政策立案への期待～

今回の『白書』では、過去に見られなかった新しい概念がいくつか登場した。「価格転嫁力指標」「コネクターループ企業」「CRSV」などがその典型例である。ある状況を概念化し数値を使って表現し、大量のデータを数学的・統計的处理によって加工し、現在起こっていることの内容を客観的な指標で確認することは、情報技術の進歩によってかなりの程度まで可能になってきた。今後、いわゆるビッグデータの活用等が進めば、アンケート調査やヒアリング事例による検討と合わせて、より精緻な現状把握と有効な政策立案ができる時代が来るのだろうか。今後の動向に注目したい。

3. 「自助努力」だけでは対処困難な問題も、ある

総じて言えば、今回の『白書』もまた中小企業・小規模事業者に積極的な行動を求めているという意味では、過去10年ほどの中小企業白書とその論調に大した変わりはない。ただ、中小企業・小規模事業者に自助努力や自己変革を求めるだけでいいだろうか。

例えば、『白書』第1部では、わが国の中小製造業において、とくに1990年代以降「価格転嫁力」が低下し続けていること、またこの期間、大企業と中小企業の価格転嫁力格差が広がってきていることが指摘されたが、この点に関して、いわゆる「下請け問題」の存在や大企業による「優越的地位の濫用」によって中小企業が取引上不利な立場に置かれることについては、『白書』では一切触れられていない。価格転嫁が難しいなかでも中小企業が収益性を維持し高めるには、自助努力や自己変革による労働生産性の向上が必要だ、と『白書』は述べている。もちろん、そのこと自体間違いないかもしれないけれども、不況期に中小企業が取引上のリスクを一方的に引き受けざるを得ない、という状況がなくなっているわけでもなからう(例えば、下請代金支払遅延等防止法の禁止行為違反件数は毎年1000件前後存在する)。次年度以降いずれかの機会に、大企業と中小企業との間の「不利」や「不公正」といった問題についても現状調査と分析を望みたい。

最後に、『白書』に東日本大震災発生後の復旧・復興状況に関する記述がなくなったことは残念である、と述べておきたい。まだ震災の爪痕が色濃く残る被災地の現状を思えば、被災地の中小企業が置かれた深刻な状況、互いに助け合いながら地域の雇用と所得を守りさらに発展させていこうとする中小企業の姿を、せめて昨年並みにでも記述するべきではなかったか。「3年経過したから、もういいのでは」という考えがあったとしたら、それは大きな間違いだと思う。

原材料費高騰や燃料価格の高止まりによる 収益環境悪化を懸念

2014年9月

9月の県内景況は、前年同月と比べて業界の景況DI値は-29.2ポイントで前月調査の-35.4ポイントから6.2ポイントの改善となった。その他の主要指標のDI値においては、売上高DI値は-27ポイントで前月調査の-16.6ポイントから10.4ポイントの悪化、収益DI値は-31.2ポイントで前月調査の-33.4ポイントから2.2ポイントの改善となった。依然として円安に伴う原材料費の高騰や燃料価格の高止まりによる収益環境の悪化を懸念する声が多く、先行きを慎重に見極める必要がある。

香川県内の業種別DI値の変化（対前年同月比）

		売上高	在庫数量	販売価格	取引条件	収益状況	資金繰り	設備操業度	雇用人数	業界の景況
製 造 業	食料品									
	繊維・同製品									
	木材・木製品									
	印刷									
	窯業・土石製品									
	鉄鋼・金属製品									
	一般機器製造業									
	輸送用機器									
	その他									
非 製 造 業	卸売業							—		
	小売業							—		
	商店街							—		
	サービス業		—					—		
	建設業		—					—		
	運輸業		—					—		
	その他		—					—		
DI値(当月)		-27	0	8.3	-8.3	-31.2	-18.7	-12	2.1	-29.2
DI値(前月)		-16.6	2.8	16.7	-4.1	-33.4	-16.7	-8	2.1	-35.4

好 転	やや好転	変わらず	やや悪化	悪 化
30以上	10～30未満	10未満～▲10	▲10超～▲30未満	▲30以上

DI(ディフュージョン・インデックス)・・・前年同月と比較した企業の景況感を示す業況判断指数

計算式: (「増加」「好転」した組合数 - 「減少」「悪化」した組合数) / 有効回答組合数 × 100

※ただし、在庫総数についてはDI値マイナスの場合には好転、プラスの場合には悪化の方向とします。

※中央会では、県内の地区・業種を代表する中小企業組合の役職員(19業種、48名)を情報連絡員として委嘱しており、本調査報告は、連絡員からの景況報告をもとに毎月集計しております。

業界情報

【食料品】

- 10月期の外国産小麦の政府売り渡し価格は0.4%と小幅な改定であったため、小麦粉の価格についての改定は無しとなった。(製粉製麺)
- 出荷高は対前年同月比90.2%。(調理食品)
- 過ごしやすい天候が続くなか、中食・外食を中心に消費が戻りつつあるように感じられる。10月以降、大手量販店を中心とした業績動向にも注目しつつ、秋冬商品の消費拡大につながる商品製作を行ってきたい。(冷凍食品)
- 組合員の業況は消費税増税による商品の価格上昇が難しく、増税前の本体価格に増税後の8%を転嫁して販売しているのが実情で、収益面で厳しくなっており、本体価格の値上げを望んでいる。当組合の上半期(4月～9月)の生揚げ出荷量は前年同期比90%程度で、利益面でも減少が見込まれる。上半期決算の状況を観察したい。(醤油)

【繊維・同製品】

- 冬物手袋は昨年の販売不振のため多くの流通在庫が残っており、今冬の生産にも影を落としている。生産調整を行っている企業も出てきた。また、このところ急激な円安のため為替差損の影響が懸念される。(手袋)

【木材・木製品】

- 前年と比べてやや悪化。売上が減少し、販売価格は値下がりしている。プレカッタは受注が80%程度で先行きが不安視される。(製材)
- 動きが悪く、木材の需要は低迷している。(木材)

【印刷】

- 売上は取引先の業種により前年比増減の変化はあるものの、大きな変動とはなっておらず、総じて横這いの状況である。コスト面では印刷用紙、インクとも春先の値上げ以降変わらず高止まりの状況で、価格への転嫁は出来ていない。全体として景気の動向が把握できず、先行き不透明と不安視している現況である。(印刷)

【窯業・土石製品】

- 販売価格は上昇傾向にある。原材料のコストアップ分を含めたものであり、上昇幅は少ないが改善が見られる。(生コンクリート)
- 円安のため材料等が値上げとなっているが、製品の値上げは簡単にできないため大変厳しい。(ブロック)
- 本来繁忙期の月であったが、静まりかたった状態のまま終わった。特異な加工が出来る事業所には受注があったようだが、全体的には昨年より売上は落ちている。(石材加工)

【鉄鋼・金属】

- 世の中全体が好調ではないところに二重構造がある。共通しているのは原材料、燃料、電気等の何割増しのコスト負担である。価格転嫁も叶わず自助努力・吸収も限界に近づいたという組合員も多くなってきた。(鍛金)

【一般機器】

- プラント機器製作・施工関連企業は大幅な円安により中国、韓国向け設備用機器の受注が増えてきた。特に陸船用ボイラー、熱交換器の受注が順調で当面の仕事は確保できている。価格においてもこれまでに比べ若干上積みされた単価である。造船関連メーカー及びエンジン部品加工業は一時の落ち込みから脱した。米国の景気回復による海上荷動き、特にLNG、鉄鉱石などの資源輸送を担う船舶の需要が拡大、かつ、急激な円安もあって造船業は低価格であるが受注を確保。造船関連機器製造業も受注の値段は厳しいが2017年までの仕事は確保の目途をつけている。建築用鉄骨の下請加工業は順調に仕事を確保してきたが、ここに来て工事量は減少傾向にある。消費税増税による着工水準の低下や資材、原材料の上昇の影響が徐々に現れた結果と考えられる。今後、年末から来年にかけて経済の動向によっては悪影響が懸念されなくもない。クレーン製造メーカーは引き続き海外での資源関連の需要が好調で売り上げは順調に増加しており、国内販売においても震災復興・復旧需要の増加で建設クレーン及び車輻搭載型クレーンの生産が前年同期に比べ伸びを示している。産業用機械部品の加工業は大手輸出メーカーの業績好調により県内の中小外注、下請工場はフル生産を続けており、消費増税、資材価格の上昇等の影響は見受けられない。(一般産業用機械・装置)

【輸送用機器】

- ドリルシブ建船の為人員が増加しています。先月に比べ100名増員しました。今後も増加予定です。(造船)

【その他製造業】

- 前期のうち業界は本数、金額共に減少していると思われる。今期も円安、消費税率アップ等の影響により回復は難しいと考えられる。(団扇)
- 9月に組合員企業が倒産しました。家電量販店を主な取引先としており中国からも商品を輸入して販売していました。多額の負債を抱えており、銀行とも裁判中とのことでした。(綿寝具)

【小売業】

- 月末まで高値で推移してきた取引価格は29日、30日と落ち着いてきたが、入荷量は依然として少なめだ。(青果物)
- 消費税率引き上げ以降、消費者の節約指向が続いており組合員からは販売量はマイナス4～5%との声が聞かれ、景況感は悪い。県下でも販売価格に差があり、特に中讃地区が過当競争により価格が安くなっている。組合員の中には廃業を検討している事業所もあり、業界の先行きは厳しい状況が続いている。(石油)
- 9月に入り家電商品の動きが非常に悪い。これといったヒット商品が無く家電販売店は苦戦している状況です。10月からは4Kテレビに力を入れる準備とLED照明器具に力を入れる。10月は高齢者の1人住まい世帯を対象に重点的に訪問する計画で、県内全域で1,000世帯訪問を目標に実施する。(電機)

【商店街】

- 週末ごとの人通りや人出は昨年と比べても増えているが、春頃のように消費マインドが高い状態とはいえない。年配の人はきっかけを上手に作る事が出来れば消費に動くが、若い人ほど消費には消極的である。所得が増えない中では消費税増税の反動減は少なくとも年末近くまで続くと感じている。(高松市)
- 景況は今も更に悪化しているようです。今年は昨年の猛暑と違い気温も低めでしたが、人通りも少なく買い物に出てくる人が減少しており月末に近づくほど静かでした。郊外の大型店のポイントセールなどが商店街の買い物客を減らしているように思えます。(高松市)
- 昔は「二八(にっばち)」と言って2月8月は小売業は暇な月と言われていたが、ここ数年は気温の高い9月も消費の盛り上がりがない月となっている。むしろ8月のようにイベントなどもなく、一年の中で一番盛り上がりがない月になっていると実感した今年の9月であった。(丸亀市)

【サービス業】

- 忙しい組合員企業は相変わらず県外での受注が多いようだ。(ディスプレイ)
- 9月は数値的に昨年より22%程度の減少であった。10月に入っても非常に悪い状態は続くと思われる。(旅館)

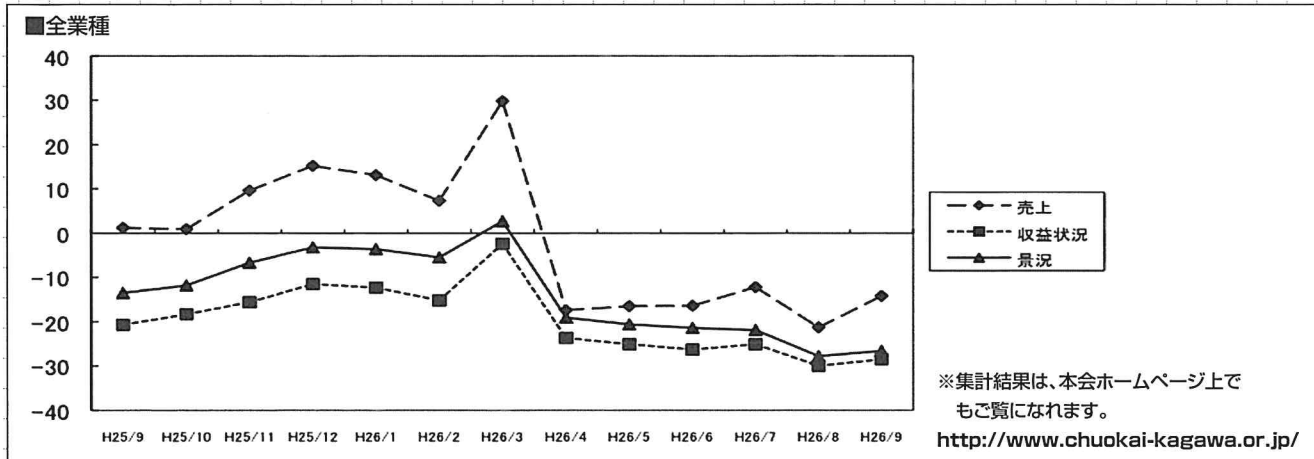
【建設業】

- 担い手3法(品確法、入契法、建設業法)が改正され、建設従事者の確保・育成のための適正利益の確保が可能となるような諸施策が打ち出された。今後のこの諸施策が一日も早く市・町単位まで確実に反映されるよう国の強い指導をお願いしたい。(総合建設)

【運輸業】

- 4月からの消費税率引き上げに伴い運賃改定を実施したが乗り控えにより運送収入、輸送人員が減少しており厳しい経営環境にある。また、燃料であるLPG価格の高止まりと新たな運転者の確保に苦労している。(タクシー)
- 平成26年8月分高速道路通行料金利用額の対前年同月比は30.2%増、対前月比では9.3%減となった。また8月分の利用車両数の対前年同月比は8.1%増となった。(トラック)
- 石油情報センターのデータではガソリン価格が数週間下がり続けているとされているが、軽油価格が20～30銭下がっているのが現状でないか。購入量、支払サイト、手形払い等の違いがあって比べようがない。燃料高騰に係る署名運動は国で100万人の署名を目標としていたが、10月3日現在で196万人の署名が集まった。燃料価格の高値安定での業界の窮状が見えてくる。(貨物)

全国集計による主要3指標(DI)の推移(対前年同月比)



商工中金だより

独立行政法人日本貿易保険(NEXI)と連携し、「NEXI貿易保険付債権譲渡担保融資」制度の取扱いを行っています。

【『NEXI貿易保険付債権譲渡担保融資』制度】

貸付対象者	以下の2点を充足される方 ①NEXIの貿易保険が付保された輸出代金債権を保有する法定中小企業 ②商工中金の株主となって頂いている中小企業団体とその構成員の皆様 ◆中小企業等の皆さまで、現在中小企業団体の構成員になられていない方は最寄りの商工中金各支店にご相談下さい。			
貸付形式	手形貸付	資金用途	運転資金	貸出通貨 日本円、米ドル
貸付条件	【貸付金額】(日本円)輸出代金債権額を上限 (米ドル)100千ドル以上、且つ、輸出代金債権額を上限とする 【利率】当金庫所定の利率【利払方法】(日本円)一括前払い、(米ドル)一括後払い 【貸出期間】担保とする輸出代金債権の決済期日とする(原則1年未満)【償還方法】期限一時			
担保	①債権譲渡禁止特約がない輸出代金債権 ②NEXI貿易保険保険金請求権			
保証人	必要に応じて提供いただきます			
その他	融資に際しては当金庫の審査が必要となります。審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、予めご了承下さい。			

なお、詳細につきましては、商工組合中央金庫 高松支店までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

株式会社商工組合中央金庫 高松支店
〒760-0052 高松市瓦町1-3-8
TEL.087-821-6145
FAX.087-851-6074

日本政策金融公庫だより

● 中小企業事業からのご案内 ●

下記掲載は融資制度の一部ですので、詳しくは日本政策金融公庫 高松支店 中小企業事業までお気軽にお問い合わせください。

融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)	融資制度	融資限度額	融資利率	特別利率限度額	融資期間(最長)
新事業育成資金 (固定金利型)	6億円	特別利率③ (上限3%) ただし、6年目以降は 基準金利+0.2% (上限3%)	6億円	設備 15年 運転 7年	地域活性化・ 雇用促進資金	7億2千万円	特別利率①②③	5億4千万円	設備 20年 運転 7年
新事業活動促進資金 (固定金利型)	7億2千万円	特別利率①③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	環境・エネルギー 対策資金	7億2千万円	特別利率①②③ 特設エネルギー	4億円	設備 20年 運転 7年
IT活用促進資金	7億2千万円	特別利率①③	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	経営環境変化 対応資金	7億2千万円	基準利率 (※)	—	設備 15年 運転 8年
企業活力強化資金	7億2千万円	特別利率①②③	2億7千万円	設備 20年 運転 7年	事業再生支援資金	7億2千万円	基準利率+2.5% (上限3.5%) 基準利率+1.0% (上限3.5%)	—	設備 10年 運転 5年
海外展開資金	7億2千万円	基準利率 (上限3%) 特別利率①②③ (上限3%)	2億7千万円	設備 15年 運転 7年	企業再建・ 事業承継支援資金	7億2千万円	基準利率 (上限3.5%) 特別利率①③ (上限3.5%)	4億円	設備 20年 運転 15年

(※)長期運転資金に限り、上限3%

(注)同一貸付でも、信用リスクや融資期間により、適用利率が異なります。融資利率等の詳細は日本政策金融公庫HPをご覧ください。

● 国民生活事業からのご案内 ●

融資制度内容

経営環境変化資金(セーフティネット貸付)～最大0.5%引下げ～

ご融資の対象	社会的、経済的環境の変化により、一時的に売上や利益が減少する等、業況が悪化している方
ご融資限度額	4,800万円 [生活衛生セーフティネット貸付(運転資金のみ)の融資限度額は5,700万円です。]
ご融資利率	基準利率(1.30%～2.80%) ただし、運転資金のうち次に掲げる要件に該当する場合は、それぞれに定める利率が適用されます。 ①雇用の維持又は拡大を図る場合は、「特別利率G(1.20%～2.30%)」 ②次のすべての要件を満たす場合は、「特別利率T(0.90%～2.00%)」 (イ) 認定経営革新等支援機関又は公庫の経営指導を受けて事業計画を作成すること (ロ) 最近の決算期において、借入負担が重く経営の改善に迫っていること

IT資金(企業活力強化貸付)～情報化の推進を図るみなさま～

ご融資の対象	情報化の推進を図る方(情報技術の活用により業務方法などの経営革新を図ろうとする方など)
ご使いみち	①コンピュータ(ソフトウェアを含みます) ⑤関連設備(LANケーブルや電源装置など) ②周辺装置(モデムなどの通信装置など) ⑥デジタルコンテンツ関連設備(デジタル撮影・録音機器など) ③端末装置(多機能情報端末など) ⑦関連建物・構築物 ④被制御設備
ご融資限度額	7,200万円(うち運転資金4,800万円)
ご融資利率	基準利率(1.30%～3.00%) 特別利率A(0.90%～2.60%) 特別利率C(0.40%～2.10%) 特定の目的に使用される設備を取得する資金については特別利率Cが適用されます

※利率は平成26年9月10日現在です ※お使いみち、ご返済期間、担保・保証人の有無等により異なる利率が適用されます。 ※ご相談の結果、お客様のご希望にそえないことがあります。

株式会社 日本政策金融公庫 高松支店 URL: <http://www.jfc.go.jp/>

中小企業事業

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル3階
TEL:087-851-9141 FAX:087-822-1423

国民生活事業 融資相談係

〒760-0023 高松市寿町2-2-7 いちご高松ビル2階
TEL:087-851-0198 FAX:087-822-9274

組合運営Q&A

Q.店の組合員資格について

小売業を営む者で組合の地区内に支店があって、当該支店は従業員50人以下である。地区外の本店は従業員50人以上で、しかも資本金が5,000万円を超えている場合、この支店は組合員資格に疑義があるか。疑義があるとすれば公正取引委員会に届け出る必要があるか。また、その場合の手続方法は。

A. (1)組合員資格に関する使用従業員の数、本支店合わせたものとされているから、ご質問の場合あきらかに50人を超え、しかも資本金が5,000万円を超えているので、公正取引委員会への届出が必要である。
ただし、組合員たる資格は従業員数、資本の額又は出資の総額が絶対条件でなくその事業者の資本金、市場支配力、組合の内容等諸般の実情を勘案して判断すべきである。なお、当面その判定は組合自体が行うことになる。
なお、公正取引委員会への届出の様式及び内容については、「中小企業等協同組合法第7条第3項の規定による届け出に関する規則」に具体的に定められている。

Q.公正取引委員会への届け出について

中小企業等協同組合法第7条第1項第1号に規定する中小企業者の規模を超え、数力所に支店をもつ石油販売業者が、各支店所在地に存在する組合に加入する場合、公正取引委員会への届け出は、本店所在地の組合のみでよいのか。

A. 小企業等協同組合法第7条第3項の届出義務は、組合に対して課せられたものであって、組合員が他の組合に重複加入している場合でもそれぞれ加入している組合に届出義務がある。

中小企業大学校 研修の御案内

タイトル 新商品・新製品開発の進め方

- 日 時 12月16日(火曜日)～12月18日(木曜日) [3日間]
- 会 場 中小企業大学校 関西校
- 対 象 者 者経営幹部(部長、工場長、部門長クラス(経営後継者含む))
管理者(課長クラス)
- 受 講 料 31,000円(税込)
- 定 員 30名
- 特 色 ①時代のニーズを捉えた新商品・新製品開発の着眼点が学べます。
②新商品・新製品開発のプロセスが学べます。
③自社の新商品・新製品を演習を通じて考えることができます。

※詳細情報

<http://www.smrj.go.jp/inst/kansai/list/details2014/085655.html>

●お問い合わせ先

中小企業基盤整備機構近畿支部 中小企業大学校関西校 兵庫県神崎郡福崎町高岡
TEL.0790-22-5931

BOOK RANKING 県内ベストセラー



順位	書 名	著 者	出版社/定価
1	地方消滅	増田 寛也	中央公論新社/886円
2	住んでみたヨーロッパ9勝1敗で日本の勝ち	川口マーン恵美	講談社/950円
3	鹿の王(上) 生き残った者 鹿の王(下) 還って行く者	上橋 菜穂子	KADOKAWA/各1,728円
4	K.K closet ～スタイリスト菊池京子の365日 Autumn-Winter～	菊池 京子	集英社/1,620円
5	フォルトゥナの瞳	百田 尚樹	新潮社/1,728円

香川県書店商業組合調べ

ご活用ください。 産業雇用安定センター

（当センターは、厚生労働省と経済・産業団体の協力により設立された公益法人で、
「失業なき労働移動」実現にむけて、全国ネットで出向・移籍等の支援業務を行っています。）

会社間の人材移動

雇用の拡大

事業の拡大・組織の強化等

雇用の縮小

事業の再編・縮小・閉鎖等

無料の職業紹介

情報提供・相談・斡旋の
費用はかかりません。

- 人材の受入（途中採用）や人材の送出（雇用調整による再就職支援など）
をご検討の企業様からのご相談をお待ちしています。
- 離職を余儀なくされる方に、ご希望をお聞きし求人開拓を行い再就職の
お手伝いをいたします。

●お問い合わせは



公益財団法人 産業雇用安定センター 香川事務所

〒760-0023 香川県高松市寿町2丁目4-20（高松センタービル8階）

TEL.087-851-1011

ご利用時間

9:00~17:00
（土・日・祝日は除く）

FAX.087-851-1014

